

タカスサーキット 専有使用契約書

借主 ○○○○（以下、甲と言う。）と貸主 エフネット株式会社（以下、乙と言う。）とは、乙の所有管理するタカスサーキット（以下、本サーキットと言う。）の貸切専有使用について、下記の通り契約を締結する。



第1条（目的）

乙は甲に対し、次の使用目的のために本サーキットを貸与し、甲はそれを借り受ける。

イベント名称： _____

第2条（貸借内容）

甲の貸借内容は次の通りとする。

専有年月日： 2018年4月1日

（専有時間）

施設：	8:00	～	18:00	利用車種：	四輪
コース：	9:00	～	16:00	利用目的：	走行会
ピットガレージ：	8:00	～	18:00		

第3条（規則の遵守）

甲は、第2条の時間内に入場する観衆を含む行事参加者全員に対し、本サーキットの施設利用規則の内容を伝え、熟知、遂行させなければならない。

第4条（運営管理・安全管理）

- （安全管理体制） 甲は第2条の専有時間内の運営、安全に対し全責任を負い、ドライバーズミーティング等、十分な安全管理体制をとらなければならない。
- （催事の中断中止） 乙は甲の催事進行状況を常に把握し、乙が安全管理上で必要と判断した場合は、甲に通知する事なく施設使用の中断、中止を決定できる。

第5条（スポーツ走行）

- （運転者の資格） 甲のスポーツ走行を目的とする催事に参加するドライバーは、当該車両に有効な運転免許証の所持者を原則とする。ただし、甲の責任において管理運営され、乙が認めた場合はこの限りではない。
- （走行車両の規制） 本施設を利用できない車両は「タカスサーキット施設利用規則 Ⅲ 施設の利用 2）利用制限 ②」に規定され、甲は参加者への事前告知と事実確認をしなければならない。よって、スポーツ走行を目的にトラック、バス等、スポーツ走行に適さない車両の走行は認められない。また、コース路面等に著しい影響を与える特殊車両と乙が判断した場合、甲はコースに入場させてはならない。
- （車両の音量規制） 参加車両が発する音量が、乙が規定する音量基準値を上回ると乙が判断する場合、消音装置を取り付けるなどの対策を求める。また、乙が規定する音量基準値を超える値が確認された場合、甲の責任において当該車両の走行中止、もしくは退場させなければならない。なお、音量の測定は乙が乙の指定する方法で行うが、乙が認めた場合はこの限りではない。
- （参加台数） 参加台数は当施設駐車場に駐車できる台数を最大限とし、コースを同時に走行できる台数は4輪（軽自動車を除く。）で15台まで、軽自動車、2輪、カートは24台までとする。ただし、甲の責任において管理運営され、乙が認めた場合はこの限りではない。

第6条（設置・撤去）

甲、ならびに参加者が、コース、および施設内に設置したものは、甲の専有時間終了後、甲が責任を持って速やかに撤去する。廃パーツ等を含むゴミ類は、参加者各自が持ち帰らなければならない。なお、参加者が持ち帰らない場合は、甲が責任を持って処分しなければならない。

第7条（損害と責任）

- （責任の所在） 甲、ならびに参加者は、甲の専有時間内に発生した事故、および損害等について、全て甲が対応処理することとし、乙にその責任を転嫁してはならない。
- （損害の保障） 甲、ならびに参加者は、甲の専有時間内に発生した事故、および損害等が、本サーキット施設・設備、および乙の雇用者（アルバイト等の臨時雇用者を含む。）等に起因した場合であっても、それらに対して非難せず、責任を追求せず、また損害賠償の要求はこれを行わない。

第8条（施設損害復旧）

甲の専有時間内に、甲、ならびに参加者の責に帰すべき事由により、サーキットコース、施設、ならびに備品等に損害を与えた場合は、甲の費用負担によりこれを現状に復旧するものとする。なお、この現状復旧は乙において行い、その復旧費用を甲が支払うものとする。

第9条（転貸および譲渡）

甲が施設使用における管理・催事運営等を、第三者へ転貸、および賃借権の譲渡、ならびにこれらと同視できる行為をすることを禁止する。

